

平成29年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年12月15日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第145号 財産の取得について
 議第146号 市道路線の認定について
 議第147号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
 議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第155号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 議第156号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 議第157号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
 議第158号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(7名)
- | | |
|----------|----------|
| 1番 川村敏晴君 | 2番 本間善和君 |
| 3番 平山耕君 | 5番 姫路敏君 |
| 6番 大滝久志君 | 7番 小田信人君 |
| 8番 川崎健二君 | |
- 5 欠席委員(1名)
- 4番 本間清人君
- 6 委員外議員
- | | | |
|--------|-------|--------|
| 小杉武仁君 | 鈴木好彦君 | 稲葉久美子君 |
| 鈴木いせ子君 | 小杉和也君 | 佐藤重陽君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者
- 議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
- 副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|--------------|-------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 農林水産課長 | 山田義則君 |
| 同課農業振興室長 | 小野道康君 |
| 同課農業振興室係長 | 中川博之君 |
| 同課農業振興室係長 | 鈴木義貴君 |
| 同課農業振興室係長 | 伊藤孝雄君 |
| 同課林業水産振興室長 | 大滝敏文君 |
| 同課林業水産振興室副参事 | 本間研二君 |
| 農業委員会事務局長 | 小川寛一君 |
| 商工観光課長 | 竹内和広君 |
| 同課商工振興室長 | 山田昌実君 |
| 同課商工振興室副参事 | 玉木善行君 |
| 同課観光交流室長 | 小川智也君 |
| 同課観光交流室係長 | 島田良樹君 |

建設課長	中村則彦君
同課整備室長	伊与部善久君
同課整備室係長	小田康隆君
同課管理室長	五十嵐忠幸君
同課管理室副参事	風間貴志君
同課日沿道対策室長	山田知行君
都市計画課長	東海林則雄君
同課建築住宅室長	志村悟君
同課建築住宅室係長	齋藤俊則君
同課都市政策室長	中村宣信君
同課都市政策室係長	鈴木孝志君
下水道課長	早川明男君
同課管理業務室係長	齋藤健一君
同課管理業務室係長	渡邊貴志君
同課工事係長	臼井信一君
水道局長	川村甚一君
同局工事係副参事	菅原和英君
同局管理業務室長	内山治夫君
同局管理業務室係長	本間孝幸君
同局管理業務室係長	宮村勉君
村上支所村上水道事務所長	山田広良君
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	長柄長司君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
同課産業観光室長	小池一栄君
山北支所産業建設課長	加藤泰君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
係長	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第145号 財産の取得についてを議題とし、担当課長(商工観光課長 竹内和広君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

商工観光課長 おはようございます。それでは、議第145号 財産の取得についてである。本議案は、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決をお願いするものである。取得物件等のうち、今回お願いするのは建物部分である。この建物は、瀬波温泉2丁目地内の香藝の里の建物であるが、取得価格が7,432万円ということで、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の要件に

該当するため、ご議決をお願いするものである。面積等については、記載のとおりである。取得先は、日本香華株式会社である。この物件については、めくっていただくと仮契約書のほうをつけさせていただいたが、平成29年11月15日に仮契約を済ませているものである。めくっていただくと、建物調書として店舗、美術館の階層別の面積等を記載しておいた。それから、添付資料として、資料1として位置図、資料2としては概要ということで外観図を写真で店舗部分、そして次のページは建物、(2)、美術館部分ということで添付をさせていただいた。また、資料3といたして、1階平面図、以降2階、3階とつけさせていただいた。右側というか、見て真四角の部分、右側部分が店舗部分であり、左側部分が美術館部分ということである。以上である。

川崎委員長

ありがとうございます。ここで、資料請求をしていた件について理事者から提出してもらったので、この資料の説明を願う。

商工観光課長

では、お手元の意見書という資料をごらんいただきたいと思う。この請求については、さきの本間清人議員からの一般質問で、請求に基づき鑑定に至った基礎資料としての提出を求められたもので、その写しを交付させていただいた。なお、この不動産鑑定士、会社といたしては日本不動産鑑定士連合会の株式会社中央グループであるが、不動産鑑定をされた方は広島鑑定士である。ここで、さきの第3回定例会の本予算を頂戴いたした土地取得特別会計の委員長報告に対する本間清人議員からの質問の中で、ごらんいただくと、このグループが新潟県知事登録(1)第98号ということで、この業者の経歴、実績等についてご照会があった。この(1)は、本間議員がそのとき委員長にご質問したとおり、若い番号順、最近の直近のものが(1)で、年数を加えれば加えるほど大きい番号になっていくということで、この(1)というのは一番新しい登録なので、実績がない企業に頼んだのではないかというご質問を受けた。その後、本間議員のほうとも話したのだが、実はこの会社は平成9年から県知事登録を平成17年までしていた。平成17年に東京のほうに実は事務所を展開して、両県にまたがるということで、国土交通省登録をされた。今度東京支店のほうを今回閉鎖して、平成27年にもう一回新潟だけの店舗になったために登録のし直しをしたということで、平成9年から新潟県内で鑑定を実施している企業であり、不動産鑑定協会のほうの公開されている資料によっても、県内実績は昨年度で2番目、県内の不動産鑑定2番目という大変実績のある企業である。なお、このことについては、本間清人議員のほうにも説明済みであるので、ちょっと発言をさせていただいた。意見書をめくっていただくと、1P目には会社の所在がある。2番が意見価格として1億998万円である。価格評価時点は、平成28年9月30日ということで、4番が価格の種類ということで、ご依頼による特殊価格とすると。特殊価格の説明についてはここに記載のとおりである。ご意見、そのほか本間議員から求められた部分について、なぜこの金額になったかという中で、価格手法については次の、ページは3と振られているが、(4)の価格等手法の適用の中で原価法による積算で土地の積算基礎、この見ていただくように裏ががけ地であるので、擁壁の存在ということでの原価措置がされている。土地等は、めくってA3折り込みのものがあって、一部黒塗りがされているが、各実例から持ち込んだ価格で、基準価格を3万5,000円と。個別格差等の不動産鑑定上の指数が掛けられるということである。めくっていただくと、次がちょっとページが見えにくくて申しわけない。4Pになるのだが、②といたして建物価格がある。それぞれ店舗、建物、構造等により再調

達の原価に割合、耐用年数、経過年数、経年減価率等に基づく減価率を掛けた最後の数字が店舗部分で1,210万円、美術館部分で6,490万円という価格が出ている。最終的に、4番のほうで積算価格ということで、土地、それぞれ建物、附帯費用はゼロということで、一体としての減価として10%を見るという鑑定をいただいて、1億998万円の積算価格になった。この端数調整の部分があるが、これはあくまでも意見価格ということで、これに基づいて土地については消費税が入らないものだから、建物に消費税を加えて、面積の一部修正分を含めて7,432万円という形での契約をしたというところである。以上だ。

(質 疑)

- 本間 善和 9月にこの補正の予算上がったとき、私も何度か質問させてもらった中で、市長からの答弁の中で地元の区長さん、それから温泉組合さんの強い要望があったということから購入したいという意思に入ったように感じられたわけであるが、そのときに要望書等が前回の全員協議会で上がったわけだが、これはこの要望書というのは市長に直接持ってきた、お話ししたものなのか、その辺のところちょっと。課長さんに持ってきたのか、その辺のところちょっと教えていただきたいと思う。
- 商工観光課長 商工観光課で受け付けをして、市長のほうに付議を回している。なお、それ以降温泉関係者と市長はお会いする機会があったので、その中でのお願いをされたかどうかというところは、ちょっと確認をしていない。
- 本間 善和 もう一点だけ、ちょっとその関連でよろしいか。たまたま私も、これ文章を何度も読ませてもらったのだが、この文章自体は、そうすると課長さんのところへそれぞれの代表者が、事務局が持ってきたということで、そういうふうに取り扱ってよろしいのか。
- 商工観光課長 瀬波温泉連絡協議会のほうは、観光協会の澤さんがお持ちいただいたし、区のほうは加藤区長さんのほうでお持ちいただいたということである。
- 本間 善和 関連でもう一つ伺います。この建物自体の契約書、今回が契約書の提案議案となっているわけけれども、これは当然この契約書というのは、通常であれば役所が買うわけだから、買ったときの税という、売り主の税金の問題についてはどういう関係になっているのか。
- 商工観光課長 税の話は、最初からいたさなかった。向こう側で取得価格と売り払い価格の差の関係で、税理士と相談してその部分については役所側からとにかく言う必要はないということで、向こう側で処理をされたというふうに認識している。
- 本間 善和 そうすると、今回7,400万円の購入という格好になるわけけれども、通常であれば役所、買うほうと税務署との5,000万円の控除というお話を全部やるわけけれども、それはしていないということか。
- 商工観光課長 公有地拡大に関する法律、公拡法の適用になるかどうかという検討はいたしたが、税務署協議はスケジュール、いつ買って、いつ放してという規制の中での適用になるので、今回の経緯を考えると税務署との協議は困難だろうという判断をさせていただいた。
- 本間 善和 ということは、将来この土地を役所がこれで可決すれば購入はするわけけれども、本人の課税というのはどういう格好になるのか。
- 商工観光課長 固定資産税のほうでよろしいのか、譲渡所得か。
- 本間 善和 取得税である。通常であれば20%かかるわけけれども、それには控除があるのか

ないのかというようなことだ。

商工観光課長 その辺も含めて向こう側で税のことをお聞きしたら、自分のところの税理士と話を
してその辺の対応は大丈夫だということだったので、私どもは特にその辺の手続は
とらなかった。

本間 善和 わかった。それから、今回の今度契約書の内容についてちょっとお伺いしたいと思
うが、私この契約書を読ませてもらった中で、使用目的というのが明確に答えられ
ない、これから検討するよというようなことなので、この契約書の中にもそうい
うことがうたわれていないというところが出てきているのではないかとこのように捉
える。その中で、公共用で買って、ここのところに転売するという転売の禁止とか
というものが一項も出てこないのだけれども、それについては役所が買って転売し
ないと。通常であれば、こういうものを買うときには何年かは転売しないよとかと
いうようなことが出ないのか、その辺。

商工観光課長 この規定は、特に国有財産とかの取得の際に財産処分の制限を加えることがあるが、
それは売り主側でその条件があれば記載するものが原則というふうに考えている。

本間 善和 ということは、向こうのほうは私からとれば今回手放すのも市役所で買ってもら
いたい、公共用に使ってもらいたいという趣旨が非常に強かったように私は捉えて市
長が決断したのではないかと、そう思うのだ。そういうことからいって、民間の一
般の人のところへ売るのでないから、当然そういうのが契約書にうたわれて、向
こうが書かないから、言わないからいいのではなく、書くべきでなかったのでは
ないかなと思うのだが、その辺はいかがか。

商工観光課長 今まで市のほうでやっている契約書に基づいて作成していたので、今回のケースに
限らず、市全体としての購入の際の課題というか、ご指摘事項だと思うので、それ
は市内部で担当課と、所管は財政課になるので、その契約の手法等について書くべ
きかどうかというものは、その協議の結果で判断させていただくということになろ
うかと思う。

川崎委員長 よろしいか。

本間 善和 はい。

姫路 敏 本間さんの一般質問のやりとりの中で、鑑定でたしか課長の答弁の中で、こっ
ちの香藝の里さんのほうでも鑑定もなされたという情報もあるとかということなの
だけれども、その情報というのは、こんな詳しくは要らないけれども、価格的なと
ころでどんなものなのだから、参考までに教えてもらえるか。

商工観光課長 今回の実はこの鑑定結果もそうなのだが、その鑑定士のほうで依頼主、向
こう側のほうは日本香華株式会社様が不動産鑑定士のほうにご依頼申し上げた
ときに、公開の条件というのが定められていて、その不動産鑑定士と日本香華株
式会社の間での公開先の中に、こういう公の場での公表が入っていない。個人所
有の私文書であるので、金額も含めての公開はしないでくれということで、向
こう側からはお聞きをしている。

姫路 敏 では、香華の里さんが公開しないでくれと言っているわけ。

商工観光課長 私どもの不動産鑑定士にも統一の様式で出されるものだから、この意味
合いを聞いたら、公開先ではだめなのだとということで、それは香藝の里さん
のほうで確認をしていただいた。

姫路 敏 それは、行政のほうでは把握しているのか、この値段幾らだとかなんとかと。

商工観光課長 売り主のほうから、当然のように今回は売り手側の意思、それから私
ども買い手側

の意思の中で価格の交渉を進めているので、口頭での金額のご提示は私は受けているが、こういう公の場での公表はちょっと避けさせていただきたいというところである。

姫路 敏 私の言っているのは、当然行政のほうでは買うに当たって鑑定を依頼するわけだから、その鑑定の結果、あなたのところは土地が何ぼで建物が何ぼだよという鑑定結果が私らの鑑定の中では出ているよとか、あるいはこれだけ大きな買い物というか、売買になるのなら、そっちで何かやっていたというのを聞いているから、そういうのであれば、それはそれで鑑定した結果というのはお互いにやりとりが、この場で言えないのであっても、行政と売買する中でのやりとりというのは、あって当然だと私思うけれども、そういうことはなさないのか。では、何のための鑑定するのか。誰にも見せない、いししと見るためなのか、自分たち。違うだろう。相手との交渉のための鑑定なのだろう。

商工観光課長 ちょっと下手で申しわけない。向こうは土地は私ども、要は香華株式会社側の鑑定では土地幾ら、建物幾ら、総額で幾らというもののご提示は受けている。ただ、コピーとかは今回の場合もらえないので、その場でお聞きして見せてもらって書いてきたと。

(何事か呼ぶ者あり)

商工観光課長 見た。

姫路 敏 では、こういう意見書みたいなこういうものは、あちらさんで持っているのは見たということでよろしいね。

商工観光課長 先ほど言ったように、私が交渉の間で見たことがその契約の公開に値するかどうかという部分については、いろんな不動産鑑定協会の見解はあるかと思うが、事実といたして鑑定士のお名前もお聞きしたし、額についてもお聞かせいただいたし、目で見たと。

姫路 敏 鑑定結果については見れば、公表しないでくれというふうに相手側が言ったという説明を聞いたでいいのか、こっちは。

商工観光課長 私の言い回しにちょっと誤解を招くところがあって申しわけなかったのだが、見せてもらった鑑定書の中にその記載があり、その記載は私どもがいただいているものと同じ統一の記載であり、そこから判断をさせていただいたが、それを承諾は不動産鑑定士の許諾、依頼者ではなくて、私ども今回もそうなのだが、今回議会にご提示するに当たって、不動産中央グループと鑑定士の方に議会に出してもいいかという同意書をもらわないと出せないという契約をいただいているので、その観点からのものと、その価格はあくまでも参考価格といたして、私どもはそれを聞いたものは私は上司にもこういう結果だったと報告しているし、それとの比較の中で私どもの鑑定手法、価格を含めているような価格交渉させていただいたということであるので、向こうからいや、それは出さないでくれというようなことを直接的には言われていない。

姫路 敏 それは、すごい落ち度だと私は思う。村上市で鑑定士の方に鑑定してもらったというのは、こうやって出てくるわけだ。先方は恐らく先方なりに、どういうものかということで、一方的ではなくて先方もきちんとした鑑定士を頼んでいたとは思うのだ。どうなのか。そういうのであれば、そういうことの鑑定結果を議会に諮るためにはどうしても資料として必要なのだということその相手側を通して鑑定士とお話ししていただいて、別にいいよと、議会の中での議論の中の一つの資料として

出す分はいいよということになってもらわないと、逆に。一つのものの資料だけ見せて話ししていくのとは、また違うと思うのだ。どういう鑑定結果なのかすごく見たい、逆に言えば我々の手で。見たいというか、参考になると思うのだ。ああ、なるほどなど。安いのだね。なるほど、高いのだね。何でこうなったのだろうかというのが私はこの鑑定の中には、この議会の資料の中には必要なことなのだろうと思うのだ。その必要なことを請求しようともしていないあり方がおかしいと思うのだが、課長どう思う。請求しようともしていないのだろう。ただ、そういうのがあって、これは見せられないのだねということだけで終わらせてしまっているだろう。請求していないのだろう、香藝の里の人に。

商工観光課長 比較資料を出せなかったのは、大変申しわけなかった。その香藝の里の評定をした鑑定士とも一度お話をさせていただいたことがあって、そのときの話しの中でも、あれ、言ったのかみたいな話もあったものだから、ちょっと私のほうでその部分まで心配りができなかったということは、おわび申し上げたいと思う。私が先ほど言った見せてもらった額は、幾らとは言えないが、1億4,000万円から5,000万円の間である。

姫路 敏 やっぱりそういった資料はきちんと、だってそれだけの差があるのであれば、何でその差が出るのだろうかということも、議論の中で今度詰めていかなくてははいけないわけだ。そういう部分からいくと、資料はこういう場合はきちんと出していただいて、それをもとにして我々が議論していくというのが大事なことだと思うので、やっぱり必要だと思う。今ここでこんなこと言っても始まらないので、どうにもならないのだかもしれないけれども、そういうことを今後やっぱりしっかりと相手方との話し合いの中での決めることなので、副市長、今後何かあったときにやっぱり副市長もその辺を、民間出身だから、目光らせながらやってもらいたいと思うのだけれども、いかがか。

副市長 おっしゃるとおりかと思う。恐らくというか、私も課長から口頭で今のようなお話を聞きながら、売り側としてはできるだけ高い価格でというか、そういった思いがあったはずだし、私どもとしてはなるべく適正なというか、市民、国民の大切な税が財源になるわけであるので、そこは厳しく見たつもりである。ただ、今委員おっしゃるように、議会からの正確なご判断をいただくためにも、今後そういったことにも十分注意しながら進めさせていただきたいというふうに思う。よろしく願いいたす。

川村 敏晴 1点だけなのだが、この意見書を作成してもらうのに、鑑定書か、どこかに載っていたのかもしれないが、経費的には村上市としてはいかほどかかったのか。

商工観光課長 資料の一番末尾につけさせていただいた。私本間清人議員の一般質問でちょっと資料なかったもので、40万円程度みたいな発言をさせていただいたが、確認いたしたところ53万5,680円という契約をさせていただいた。

川村 敏晴 当然相手さんの意見書についても、その日本不動産鑑定協会の方のものであれば、同様の経費はかかっているというふうなことだよな。

商工観光課長 幾らかかって鑑定したかというのはわからないが、協会内部で基本的な料金の定めがあると思うので、同様の料金がかかっているのではないかというふうに推測される。

〔委員外議員〕

佐藤 重陽 9月定例会同様、この案件に賛成するために私も苦勞しているのであるが、苦勞して賛成する案件なんて、そうそう本来行政から出てくるものではないのだろうなどというふうに思っている、これはちょっと苦情、苦言であるが。そして、今実は姫路議員の話聞いて非常に私は不安というか、不審というか覚えたのは、鑑定士に対する信頼、評価というのがこれ大きく考えなければいけないなど。こちらの鑑定士が出したものは、特殊価格で評価したのに1億998万円だと。課長の話聞くと、売り主の不動産鑑定士から出てきている数字は、1億4,000万円から5,000万円である。ということは、3,000万円から4,000万円ぐらいの価格が差があるわけだ。副市長も、適正価格で買うためにと言ったけれども、こうなってくると、その不動産鑑定士の出した適正価格、こちらが見ようとする基準値というのは、余りにも違い過ぎるのではないか。私実際1億4,000万円から5,000万円という話は、売り主の本人から売りたい希望価格で言っているものだとずっと思っていたのだ。ところが、今聞くとところによると、その不動産鑑定士が出した数値が1億4,000万円から5,000万円。こちらの不動産鑑定士は1億998万円、3,000万円から4,000万円違うと。建物の基準、ここにあるともっともらしく基準値、数字が書いてあって1億998万円という数字が出てきているわけだけれども、ということは相手方も同じように出しているわけだ。そして、しかもこちらは特殊価格で買うよという、いわゆる買い方としては高い買い方をするような鑑定をしてもらっているのに、それでも3,000万円から4,000万円違っているということは、その不動産鑑定士に対する、そのものに対する信頼がまたその適正価格を調べる前のその不動産鑑定士の役割というところに非常に疑問を思うのだ。こんな不動産鑑定士の違いの中で契約することがいいのかなと、逆にちょっとこのずれが不思議なのだけれども、どうか。

商工観光課長 佐藤議員さんがおっしゃったように、私どももその結果を聞いたときに非常に困惑した。実は時間を費やしている、本会議でも時間かかってしまったと話したが、そういうところの整理も随分ちょっと時間は使わせていただいた。大きな差の原因は、建物の再調達価格の考え方がそもそも違っていたということで、内容は見せていただいた中では確認はとれたが、基本的に不動産鑑定協会のほうにも、価格の違うときはどうするのかとちょっと問い合わせさせていただいた、余りにも違うので。不動産鑑定の世界では変な話だが、Aという価格とBという価格があって折り合いがつかない場合は、両方の価格をもって裁判で決めるというやり方をするというような情報までお聞きしたし、トラブルになった場合は、不動産鑑定協会の中でそういう委員会があって、そういう委員会での処理という話までお聞きしたし、佐藤議員おっしゃるように、余りの乖離に私ども戸惑い、その整理に時間も費やしたというのも事実である。

佐藤 重陽 これで終わるけれども、だから場合によっては、今その市でお願いした不動産鑑定士でない第3の不動産鑑定士が例えば7,000万円という値段を出してきたら、今度それで、ではどうするかという話になってしまうわけだ。だから、今回は市はあくまでも市で頼んだ鑑定士を基準にしているけれども、第3の不動産鑑定士に、別な不動産鑑定士頼んだら、とんでもないよと。7,000万円ぐらいでいけるという数字が出てきたときに、ではその辺の判断、知らせというのはどうなるのかなということが非常に不安でならないということを最後に言わせていただいて終わる。

【討 論】

本間 善和 賛成の討論させてくれ。いいか。

川崎委員長 何の討論。

本間 善和 賛成という格好でお願いします。

川崎委員長 どうぞ。

本間 善和 反対あったらどうぞ。

川崎委員長 反対の討論誰かないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間 善和 賛成の討論ということでさせてくれ。この問題9月に提案されて、私当初予算で上がらなかったということから非常に不安を持った。それから、やはり何度か質問させてもらって一番気になるのが価格云々の問題より何に使うかと。これから何に使うのだということが非常に私その明確な答弁がないというのが、今まで私も行政に実は携わってきた。その中で、初めての経験である。1億円からの買い物をするのに、何に使うかこれから決める。漠然として地域の発展のために、活性化のためにというような答弁、私初めて聞いた。そういうことから非常に不安を持ったが、多分市民の皆さんもそこだと思うのだ。私一番不安だと思っている。皆さん、みんな聞いている。市長がみずからきちんとした答弁ないではないか。私も、いろんなことで耳にした。そういうことで、やはり「財界にいがた」に出た。また、そこに輪をかけて、市民だけではなくなってきた。県民全体が見ている、この問題について。そこに市長が再度今回の一般質問でも、副市長よく聞いていただきたいのだけれども、明確に地域の発展、瀬波地区の発展のために、それから西口の発展のためにという格好で、あのような強い言葉で答えたということは、私政治生命かけているのだというふうにとっている。それに対して私は信頼してやりたいということで、今回の件については大賛成という格好で賛成の意見とさせていただく。以上である。

(何事か呼ぶ者あり)

本間 善和 賛成である。そのぐらいの、大変なことである。

以上で質疑を終結し、討論、起立による採決を行った結果、議第145号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第146号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設 課長 おはようございます。それでは、市道路線の認定についてご説明させていただく。今回荒川地区1路線の市道認定をお願いするものである。別記の下の表の認定路線の幅員延長調書並びに右の路線認定説明図によってご説明させていただく。路線名については、藤沢14号線である。幅員延長調書をごらんいただきたいと思うが、幅員は5メートルから6メートル、延長が86.8メートルである。右の路線認定説明図をごらんいただきたいと思う。図面の上、右側のほうに上下に走っている幹線道路についてだが、これが国道7号である。図面上が村上方向になる。同じく図面の上のほうであるが、荒川中学校があって、その脇の県道坂町停車場・金屋線、こちらは荒川支所のほうに通じる県道であるが、この県道に接続、下のほうにおりてくる市道坂町・藤沢3号線、こちらの黒丸印を起点といたして国道7号側、矢印の方向に向かって、矢印の部分が終点となる。このたび道路用地の寄附を受けたので、市

道に認定をお願いするものである。説明は以上である。よろしく願います。

(質 疑)

姫路 敏

荒川地区だといろいろいわゆる道路の測量とか、例えば松山地区とかあの辺行くと、少し入り組んでいて測量がなかなかうまくできないみたいな、緑町の箇所もあるのだ、一部。どういうことかという、測量して道路のところに入りが入り込んでいる。道路のところに入りが入り込んでいたり、家のところに、その私有地のところに道路が走っていたり、そこがもうずっと前からそういう道路なので、そこを市道認定できるかといったときに、測量したらできないような状態というか、そういう問題が多々あって、あそこは不動産屋さんがどんどん、どんどん開拓していったところなので、昔の、そういう状況。松原町とかはしっかりとしているのだが、なかなかそういう難しいところが多々あるのです。荒川は、やっぱり結構あるのだ。はかつてみたらJRの土地のはずが市の土地だったなんて、前私もちょっとそれで立ち会っていったことあるのだけれども、大丈夫なのだろうか、その辺。

建設 課長

委員おっしゃるとおり、そういう状況の場所もある。この場所についても、今回道路境となる部分の隣接民地のほうで筆界未定地が実はあって、その解決するのに数年間かかって、今回その筆界未定も解決して境界がはっきりしたというふうなことで寄附を受けて、それで認定をお願いするものである。今回の路線については、きちんと道路用地の境が明確になっている。

姫路 敏

進めていくときに、覚書とか今後その開発に当たってそこを道路として利用していくときには、それ文句言わないというような覚書等のやりとりというのはここではあったか、そういう案件は。覚書、いわゆる土地・・・

建設 課長

今ほど筆界未定地というふうなことをお話ししたけれども、全てがそうでなくて1筆、個人の土地だけが個人の都合によってその境が決まっていなかったということで、その関係があって道路の境を決められなかったというのが現状であって、委員言われる、私も緑町の件知っているわけだけれども、ああいうふうな状況では初めからなかったというようなことである。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第146号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3

議第147号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（都市計画課長 東海林則雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

都市計画課長

それでは、議第147号について説明させていただく。今回の改正の内容については、公営住宅の入居者については翌年度の公営住宅の家賃を決定するために毎年収入申告を義務づけているけれども、ことしの7月に公営住宅法が改正されて、収入申告が困難な認知症患者などについては、雇用主からの報告であるとか、職権による種類閲覧で収入の把握が可能な場合には、収入申告を行わなくてもよいことになった。これに伴って、市営住宅条例についても同様の改正を行うとともに、法改正によ

て生ずる条のずれについても、あわせて改正をお願いするものである。なお、現在の入居者の中には、今回の改正に該当する方はない。以上である。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第147号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを説明させていただく。公の施設の名称は、西興屋農村公園である。指定管理者の指定に係る資料の11Pをごらんください。西興屋農村公園は、平成29年4月1日から供用を開始している。面積は1,176平方メートルである。指定管理者となる団体は、西興屋区会区長、小田和生様である。4、公募によらない理由は、地区の公園として一定の管理権限を持って自主的な運営を行うため、西興屋区会を指定管理者として指定したいという理由からである。5、指定管理者となる団体の概要は、資料に記載のとおりである。6、施設管理及び運営の提案要旨といたしては、記載のとおり管理運営とし、指定管理期間における申請指定管理料は無償としている。7の選定委員会の答申・意見については、団体及び指定申請書等の内容のとおり了承の答申を受けている。以上で簡単であるが、説明とさせていただきます。

(質 疑)

姫路 敏 6番の運営関係なのだが、指定管理料等無料なわけだね。前もちょっと話しただけでも、例えば草刈りとか、いわゆるそういった雑多の維持管理がやっぱり集落には発生してくるのだろうとは思っているのだが、それはその言ってきたときに対応していくような、たしか問題だったと思うのだが、その辺はきちんと指定管理料として最初から計上しておいてもいいのかなと思うのだが、いかがなものなのか。

農林水産課長 今住民の健康増進、そして集落等のレクリエーション等に使っている。ただ、その管理の仕方についてはその自治体、集落の規模と、そして集まり方とかさまざまな都合があると思うので、そこは公の自分たちの公園として愛情を持って管理していただきたいと思うのが基本であるが、とてもそういう管理料とかが高くなってきたとか、いわゆるやり手が少なくなってきたとか、そういった事情もこれから発生するかと思うので、それは集落の事情等をやっぱりよく聞いて進めて対応していかなければならないと考えている。

姫路 敏 我が町内も、草刈りとか年に数回やるけれども、グラウンド。これは、グラウンドは市からお借りしているからということになるけれども、町内でそうすると燃料代とか草刈り機あるいはその刃こぼれなんていうのは、やっぱり町内の方たちで準備

して、労務費などはないけれども、そんな形でみんな出し合ってやる、そういうふうにしてくれと、そこに対しても。おまえさん方で公園として指定管理するけれども、やってくれという考え方でいいか、そういうようなことで。

農林水産課長 私ども管理している農村公園になって、農村集落においては、自身の管理地を管理するいわゆるそういう手段というか、物を持っていたりする。そしてまた、集落からのその昔からの気質で、これはみんな管理するのだという、そういう自助努力の気質があるので、あえてまた人口減少とか、とても無理な状態になってきたというのは別にして、やっぱり今後も自主的な管理、そしてまた対応がちょっと難しくなってきたというようなことになれば、先ほど言ったとおりのその都度考えていきたいというようなことで対応させていただきたいと思う。

姫路 敏 いや、課長の言っているのと私の言っているのがちょっと食い違っているところがあると思うので、私が恐らく課長が私に言っていることを判断するのに、どこかシルバーでも頼んで草刈りしてもらえみたいなことを私が言っているのかというふうには判断して、自助努力なのだけれども、燃料代もかかれば草刈りの刃のこぼれもあるし、そのぐらいは指定管理料の中に、例えば年間1万円だとか2万円、そんなばかみたいな金ないけれども、そのぐらいの、今度そのかわり草刈りなどそういったことは維持管理自分たちでやっていってくれみたいなことでののつてくると、非常にその指定管理させているのだからどうなのだろうという考え方なのだ。それも、その辺は町内でみんな全体的にやってくれということなのだろうし、自助努力で全部含めてやってくれということでもよろしいね。

川崎委員長 よろしいか。

農林水産課長 今委員がご指摘されたとおりの、やはり集落の方々のその連帯感も必要かと思うので、自助努力をまず一としていってもらいたいと考えている。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第148号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程 第 5 議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長 議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを説明させていただく。公の施設の名称は、名割農村公園である。指定管理者の指定に係る資料の12Pをごらんください。名割農村公園は、平成29年4月1日から供用開始しており、面積は1,986平方メートルである。指定管理者となる団体は、名割区区长、高橋繁則様である。4、公募によらない理由は、地区の公園として一定の管理権限を持って自主的な運営を行うため、名割区を指定管理者として指定したいという理由からである。5、指定管理者となる団体の概要は、資料に記載のとおりである。6、施設管理及び運営の提案要旨といたしては、記載のとおり管理運営とし、指定期間における申請指定管理料は無償としている。7、選定委員会の答申・意見については、団体及び指定申請書等の内容のとおり了承の答申を受けている。以上で簡単であるが、説明とさ

せていただく。

(質 疑)

本間 善和 ちよつと課長に事務的なことでお伺いしたいのだけれども、今回の指定管理の、どこの資料のときも同じなのだけれども、指定管理のとき出てくる資料の中で一部変更が出た場合、これはどんな格好になるのか。例えば変更が出たというようなときには、事務的な処理として。

農林水産課長 指定管理期間内における指定の議決を得た後の指定管理期間における内容の変更だと思うが、それについては、恐らく次の申請のときにその内容等の訂正があるのかと考えている。

本間 善和 私ちよつと疑問符打ったのは、10年という長いものだから、このところに区長さんの名前が出ているので、当然この10年の中には変更が出てくると思うのだ。出ないところもあると思う。こういう場合はどういうふうな格好になるのかなと思って。

農林水産課長 指定管理の部分の区長としての指定管理であるし、あと区長がかわっていれば、その代表となる区長が物を例えば壊れたりなんかということによって来ているので、いわゆるその区長としての権限というか、それは総会等で承継されているとこちらは了承しているから、その区長名が変わったとしても、当然その新しい区長名で物事がされていくということによって解釈している。

本間 善和 了解した。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第149号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。

（午前10時57分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。

（午前11時10分）

日程第6 議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

商工観光課長 議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。施設は、朝日みどりの里以下計8施設である。内容については、資料の13Pでご説明をさせていただく。指定管理者の施設は、朝日みどりの里以下朝日みどりの里農産物直売施設までの8施設。指定管理者になる団体は、株式会社まほろばである。指定の期間であるが、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間といたした。これについては、5年にすることにより企業の経営運営方針を定めやすいこと、あるいは従業員の雇用の安定化、物品等のリース契約、3年では非常にリースができないということで、いろいろな話し合いの中で5年という形にさせていただいた。3、指定管理者選定

委員会の選定までの経緯は、10月25日の第5回選定委員会でご議論をいただいたところである。4番、公募によらない理由である。ここの記載のとおりであるが、2行目にある利用者数及び収入を増加させる業務実績が非常に優秀であり、今後も安定的な、かつ有効な運営が期待できることと、山葡萄ワイン等の新商品開発等積極的な活動をしていることを理由に限定をしたいという提案をさせていただいている。14Pをお開きください。指定管理者となる団体の概要については記載のとおりであるし、6番、施設管理及び運営の提案要旨の中をお読み取りいただいて、15Pのほうの一番上の行になるが、指定期間5年間における申請指定管理料は4,851万円ということで、年当たり970万2,000円の指定管理料ということでの提案である。なお、選定委員会の答申及び意見にあるように、良好であるということで内容について了承をいただいたが、なお書きにあるように、現在道の駅朝日リニューアルを見据えということで、基本計画の策定中である。将来にわたり価値ある施設になるよう努めてくれという意見をいただいた。今回の指定管理料の積算についても、先ほど申し上げたように現在道の駅朝日の拡充計画があるが、あくまでも今回の指定管理料は現在の施設の状況で5年間運営する際の経費ということを前提に選定作業を進めさせていただいた。今後高速道路の進捗、それに伴う道の駅朝日の拡充の内容がどのような形になるかというのは、ちょっとまだ不透明な部分もあるが、当然のようにこの5年の間に施設改修等により指定管理者の内容、経費、積算をそもそも変更する必要が生じた場合は、変更協定により対応させていただく予定としての委員会へご説明をさせていただいたところである。以上である。

(質 疑)

本間 善和

今課長からの説明の中で、まほろばの会社と事前協議をやってというお話しの中で、5年間という今までより長くしたというお話だったと思うのだけれども、私たちこの委員会でも、実はまほろばの経営者の方々と話し合いがあったことを記憶思い出してちょっとお話しなのだけれども、会社の中では非常に経営のこのイズムというのか、計画、企画を課長今お話ししたとおりに立てるには、ある程度のスパンというものを契約してもらわないと非常に立てにくいという中で、私はたしか10年という記憶があったのだけれども、そんな話は出なかったか。

商工観光課長

一般的な企業も、10年のスパンの長期経営計画、そして5年みたいな形なのだが、今回は朝日みどりの里自体の改修計画がもう控えているので、10年というわけにはいかないよねということで、まほろばさんとは話し合いをさせていただいている。ただ、先ほど委員おっしゃったように、3年では勘弁してくれみたいな話もあったので、5年ということで当初からお話し合いをさせていただいた。

本間 善和

今回指定管理としてお願いする施設、8施設という格好であるけれども、私その中でのお話しの中でもお伺いした中で、経営上非常に黒字になる施設と全く赤字になという施設、これが困っているのさねというお話は多分耳にしていると思うのだけれども、多分この中での温泉のほうのこの多目的というのだから、健康増進のほうの温泉施設のポンプとか云々が非常に高価な金額で修繕を要するという格好でのお話があったわけだが、その辺のところは課長、今後どんなふうな考えで対応していくつもりか。

商工観光課長

これまでも、50万円を超える大規模な修繕は市のほうで全部やらせていただいているし、今委員おっしゃったように、赤字施設と黒字施設が混在していて、事業者様

の努力で全体で黒字にさせていただいているというのは事実である。事業者様の理想を言えば、黒字施設は指定管理、赤字施設は市の直営でやってくれという話もあるかもしれないが、そこは総合的な事業者様の努力で一体としてあの朝日みどりの里の運営をお願いするというご理解はいただいているというふうに思う。

本間 善和
姫路 敏

いい。

今の話だけれども、きれい館が非常に赤字になるわけだ。何だか聞くとところによると、3,000万円ぐらいの赤字が出て、ほかのところの売り上げがその分を補填しているという話まで聞こえてきたりもしているのだけれども、確かに全体としてのあり方で勝負なのだということもわからぬでもないのだけれども、施設のあり方だと営業していただくその目的がそれぞれ施設ごと違うと思うのだ。要するに簡単に言えば学校教育課と商工観光課と、同じようなところに同じ人がやっているということになってくると、恐らくいろいろ問題も生じてくるのだろうと思うのだ。やっぱり今後は、それぞれの目的に合った中での指定管理の方法というのを考え出さないと、やる気が今度そがれてしまうというのもあるので、やっている側のやる気というか、そういうことも考えていかななくてはいけないのかなとは思いますが、その辺いかがか。

商工観光課長

委員のおっしゃるとおりである。例えば指定管理の根本の中には、民間活力でどんどん、どんどん収益を上げてくれということをお願いしているわけであるので、もうかったので、指定管理料減らすのかという議論もある。その辺のあんばいというか、どの辺で調整するかというのは、いろんな話し合いの中での話になるが、今委員おっしゃるように、やればやるほどもうかる施設と、変な話だけれども、やればやるほど運営経費がかかって赤字になる施設というものが果たして同じ土俵でいいかというのは、市の施設管理としては大きな課題なのだろうなというふうな認識は十分ある。施設整備のほうでは私どもで、その施設整備の不備による営業への影響がないように事業者様と話し合って、優先度を決めて施設の整備、工事等は実施させていただくというスタンスでいる。

姫路 敏

例えば群馬県の川場なんていうところ行ってきたことあるか。あそこは施設の建設、施設の運営、全てその川場道の駅なんていう会社が全部受け持ってやっているわけなのだけれども、どういうことかということ、自分たちでいわゆる建てるわけだ、施設を。そして、自分たちでそのお店のやる方々を引っ張ってきてやってもらう。確かに赤字になってだめになって交代する場面もあるけれども、村のほうにはあれを払っているわけ、賃貸料。何の賃貸料は土地の賃貸料。上物は固定資産税まで払っている。そうやってやっていくとどういうことが出てくるかということ、行政がそこにお金をかけるのではなくて、場所の提供を行政がして、そのかわりその対価として賃貸料をいただいている行政、固定資産税もいただいている。かえってそのほうがいいのかなんて見てきた部分をまほろばの役員さんあたりに知り合いいたもので、ちょっとお話し、同じようなことを言っている。やる気を出させてやっていくためには、逆に建物これから行政が建てたもの、村上市の建物を我々が借りてやっていくというよりも、我々に建てさせてくれれば、固定資産税も払うし、賃貸料も払うし、そのほうがいいのかという話まで出ているので、もしあれだったら、この指定管理は指定管理でこれでやっていくのだろうし、これだけのものを別に反対するものでもないのだが、今後の参考としてみれば、そういったその事業形態も指定管理は今だんだんはやらなくなってきているのだ、形上いろいろちよっ

とあれもあって。だから、もしあれだったらその辺も考えてもらいたいと思う、今後の対応として。いかがか。

商工観光課長 川場のほうはちょっと視察をさせていただいた。非常に立派な施設で、一日中遊べるような立派な施設である。委員のおっしゃるのは、まさしく指定管理の理想形。本来指定管理の理想形はそこなのだろうなというふうに私も認識はしている。非常に位置的にも、それから取り組みも先駆的な取り組みをされている道の駅の経営者の方で、いろんなご説明もそれでお聞きした。今後村上市の指定管理のあり方の中で、商工観光施設を管理する立場の課長としては、いろんなご提言はしていくべきだろうというふうに認識している。

姫路 敏 ぜひちょっと前向きに考えていただきたいと思うのだが、その道の駅川場というのは、資本金の半分を村で出す、市で出すというのか。もう半分を地元業者さん、それとあわせてあそこは世田谷区から投資していただいている。だから、世田谷区の住民とかいっぱい来るのだ。だから、我々も考えようによっては、横浜市あたりに投資していただいて、そここのところに入り込むと、そこから宣伝力で持ってくる、例えばの話だ。そういうちょっと奇抜なアイデアを出しながらやるとまたいいのかなと思うけれども、ひとつその辺も考えながらお願いしたい、こういうふうに思うのだけれども。

〔委員外議員〕

鈴木いせ子 まほろばの井戸が大変問題になっていると思うのだが、掃除はしたようだけれども、今後の見通しはどうなっているか。

商工観光課長 ポンプ、温泉井戸のことだと思うけれども、ことしちょっと長期の休館をいただいて掃除をした。事業者様ともその下にある部分、一番底にある部分の改修について今相談をしている。いつごろ、どのタイミングでやれば一番いいのだろうかという相談をさせていただいて、今後も計画的には進めるが、基本的には相当長期な休暇が必要になるので、タイミングがいつなのかということも含めて現在の指定管理者であるまほろば様とは相談をさせていただいているというのが現状だ。

川崎委員長 よろしいか。

鈴木いせ子 はい。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第150号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第155号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第155号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について概要をご説明させていただく。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,360万円を減額し、予算の総額を48億1,190万円にさせていただくものである。第2条の地方債の補正については、4Pの第2表に記載のとおり、下水道建設事業費の減額補正などに伴って、限度額の減額変更を行うものである。次に、歳入歳出の主なものについてご説明させていただく。8P、9Pをお開き願う。9Pの説明欄でご説明させていただく。第3款1項1目下水道事業費国庫補助金につ

いては、社会資本整備総合交付金の交付決定額の減額に伴って5,800万円を減額させていただいた。第4款1項1目一般会計繰入金については、事業の決算見込みから4,640万9,000円を減額させていただいた。第5款1項1目の繰越金については、前年度決算により昨年度からの繰越金970万円を増額させていただいた。第6款4項1目の雑入については、平成28年度分の消費税の確定申告によって、それによって生じた還付金900万9,000円を追加させていただいた。第7款1項1目の下水道事業債については、公共下水道事業債で交付金の減額に伴う建設事業費の調整によって3,810万円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。10P、11Pをお開き願う。11Pの説明欄のほうで、第1款1項1目総務管理費の1、公共下水道事業総務管理経費については、平成28年度分の消費税確定申告によって今年度の納付税額が確定いたしましたので、消費税477万8,000円を減額させていただいた。2、公共下水道事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整によって357万3,000円を減額させていただいた。1款1項2目施設管理費の公共下水道事業施設維持管理経費については、電気料金の値上がりにより本年度の年間必要額に不足が見込まれるため、光熱水費で350万円を、浄化センターやマンホールポンプなど下水道施設の緊急対応の修繕費に500万円を追加させていただき、850万円の増額補正をお願いするものである。次に、1款2項1目下水道建設費については、交付決定をいただいた社会資本整備総合交付金の事業費に合わせて事業箇所や事業規模の見直しを行い、1億2,393万8,000円を減額させていただいた。内訳については説明欄で1、公共下水道建設経費の測量設計等委託料については、実施設計など業務委託費の精算見込みにより800万円を、工事請負費については管渠整備延長の減により6,680万円を、補償金については水道管の移設補償の減により1,500万円をそれぞれ減額させていただいた。次に、2、公共下水道改築更新経費で測量設計等委託料については、村上浄化センターの長寿命化に係るものである。村上浄化センターの長寿命化については、国の指針に基づき長寿命化計画を策定し、順次改築更新工事を行い、長寿命化を図っていくこととしていたが、国の制度見直しによって新たに創設されたストックマネジメント計画への移行に伴う業務委託料といたして2,939万円を追加させていただいた。次、2、工事委託料については、日本下水道事業団に委託している瀬波第2中継ポンプ場の改築更新工事の委託料になる。当該ポンプ場は、騒音規制区域に隣接していたので、当初騒音規制法に対応した発電設備の改築更新を計画していたが、騒音規制を受けない施設との確認がとれたので、発電設備の仕様変更を行い、精算見込みにより5,968万円の減額をさせていただいた。補償金については、瀬波1号幹線老朽管対策工事で予定していた水道管補償があったので、50万円を減額させていただいた。次に、3、公共下水道建設事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整などにより334万8,000円を減額いたしました。次に、第3款1項1目予備費だが、予算書の端数調整のため1万1,000円を減額させていただいた。以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第155号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第156号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第156号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について概要をご説明させていただく。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、予算の総額を12億2,860万円にさせていただくものである。次に、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げる。7P、8Pをお開き願う。最初に、歳入になるが、第4款1項1目一般会計繰入金については、決算見込みにより580万1,000円を減額させていただいた。第5款1項1目の前年度繰越金については、前年度決算により昨年度からの繰越金940万1,000円を追加させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9P、10Pをお開き願う。10Pの説明欄で、第1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、農業集落排水事業総務管理経費については、平成28年度分の消費税の確定申告により今年度の納付税額が確定いたしましたので、消費税247万8,000円を増額させていただいた。2、農業集落排水事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整により99万8,000円を増額させていただいた。1款2項1目農業集落排水建設費の1、農業集落排水改築更新職員人件費については、人事異動による人件費の調整によって4万9,000円を増額させていただいた。第3款1項1目予備費については、予算書の端数調整のため7万5,000円を増額させていただいた。以上である。ご審議のほどよろしく願います。

（質疑）

本間 善和 課長、せっかくなので、ちょっと勉強のため教えていただきたいのだが、今改修とか、いろんな人件費で調整していると思うのだけれども、出てきたわけだけれども、今後のこの下水道、農業排水の今新規でやっていく計画とか云々、それから料金体系ちょっと私平成30年ごろに変わってくるのでないかなんて、一緒になるのではないかなんていう構想があったと思うのだけれども、その辺のところ今どんなふうな進捗状況になっているか。

下水道課長 今ほどの委員のご質問であるが、農業集落排水事業についての新規での計画はない。今公共下水道もあわせて市の下水道事業については今後改築更新、要は長寿命化、先ほど公共下水道のほうでストックマネジメント、国の制度変わったので、そちらのほうに移行するわけなのだが、老朽化対策、これが今後のメインとなってくることになる。それと、料金改定の先ほど平成30年というお話しいただいたけれども、6月に上下水道料金審議会の議決をいただいて、現在第1回の審議会終わった。年明け2月を予定今しているところなのだが、その審議委員の皆様、委員の方々に審議をしていただいて、その時期については基本料金は平成30年の4月で統一になるのだが、従量料金のほうについては、その審議委員の意見に基づいて今後対応していくということになるかと思う。

本間 善和 わかった。ありがとうございます。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第156号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第157号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長 それでは、議第157号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。1Pごらんいただきたいと思うが、第1条は、歳入歳出予算の補正であって、歳入歳出予算の総額にそれぞれ480万円を追加いたして、予算の規模を5億5,580万円とするものである。次に、先に行くが、7P、8P、こちらのほうをごらんいただきたい。詳細について、歳入であるけれども、第5款繰越金では、前年度繰越金を480万円追加するものである。続いて、歳出については9P、10Pごらんいただきたい。まず、第1款総務費、1項1目一般管理費では人事異動、育児休業等に伴って職員人件費469万円を減額をいたす。また、1款1項2目施設管理費では、今後冬場等の施設の不時の修繕等に備えさせていただくため、修繕料等で997万4,000円を追加させていただくものである。次に、2款の施設費、1項1目施設建設費であるが、こちらも人事異動等に伴う職員人件費の調整によって、48万4,000円を減額させていただきたいと思っている。以上である。

（質疑）

本間 善和 修繕料という格好で約1,000万円ほど上がっていて、これから3カ月確かに冬場というのが水道の事故のある期間ということで私も承知しているが、当然このぐらいの金額が上がってくるのだらうなということで予測している。その中で、水道担当のほうで消火栓というものを委託されているというのだから、他課から委託されているとやっていると思うのだけれども、こういうものはこの予算から出ないと思うのだけれども、あなたのほうでためているという、そういう消火栓これから非常に冬場に向かってこれあなたのほうで直すというわけだけれども、そういうためている仕事というのはいっぱいあるのか。ということは、私幾ら言っても直らない消火栓があるものだから、あなたのほうで仕事間に合わないでためているのかと思われるようなところが何か所もあるのだ。それで、その辺のことちょっと実情を聞きたいと思っている。

水道 局長 委員おっしゃるとおり、前段の修繕料の追加については、例年お見込みのとおり冬期間に水道の関係があつて、管網の漏水であるとか、そういったところに充てさせていただくためのものであるし、後段消火栓、これは消防本部から委託を受けて私どもで工事を行っているけれども、今扱って、工事中のものは詳細について今把握していないけれども、ある。消防本部さんのほうで地権者であるとか、いろいろな条件、そちらのほうを整備というか、私どもも整ったところから至急にやらせていただいている。なお、消火栓については、緊急を要するというふうなところがあるので、修繕をする際にも緊急を要するものについては緊急修繕の対応をとらせていただいているものもあるし、あるいはまたそうではなくて新設などということであ

ると、経済性ということもある観点から、通常の契約行為でやらせていただいているということである。私どもで持っている、まだ手がけていないというふうなものについては、なかったというふうに思っている。以上である。

本間 善和

今局長の答弁で、消火栓では緊急性があるのだという認識だということを私はそうとれたので、現実的にそういうところがないか横の連携、課と連携もう一度とって、私の見る目そんなものではないと思う。日常使っている消火栓が2カ月も3カ月も出ていないというのが現状あるので、この場では言わないけれども、よくその辺のところ、あなたの認識からいくと消火栓はこういう不備の1,000万円と上げたけれども、消火栓とは別個で優先して直すよという今の答弁だと思うので、そういうところをよく他課と連携とってもう一度確認していただきたいと、そう思う。以上だ。回答はいい。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第157号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第158号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長

それでは、議第158号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。1Pをごらんいただきたい。第2条、収益的収入及び支出の補正である。収入で第1款水道事業収益、第2項営業外収益を24万円減額をいたす。収益的収入の予算を11億3,514万1,000円にいたす。また、支出であるけれども、第1款水道事業費用、第1項営業費用を30万8,000円を追加いたして、収益的支出の予算を10億5,571万3,000円とするものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正である。2Pをごらんいただきたいが、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1万6,000円追加をいたして、資本的支出の予算を7億4,608万1,000円とするものである。これによって、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、こちらが5億6,986万1,000円となる。これについては、当年度消費税等資本収支調整額2,979万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4億1,856万9,000円、減債積立金5,000万円及び建設改良費積立金7,150万1,000円で補填をするものである。補正の内容については3、4Pの第2条の収益的収入及び支出においては、収入で1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金で人事異動に伴って児童手当が変動したことによって24万円を減額いたした。また、5、6P、支出では1款水道事業費用、1項営業費用、2目の配水及び給水費、こちらでは人事異動等による調整によって、人件費526万2,000円を減額をいたした。また、1款1項4目総係費であるが、同じく人事異動等による構成職員の変更に伴う調整によって、給料、手当、賞与引当金及び共済費、合わせて557万円を増額を、追加をいたした。営業費用全体では30万8,000円を追加するものである。また、7、8P、3条の資本的収入及び支出については、拡張事業費において職員人件費1万6,000円を増額するものである。最後になったが、第4条では議会の議決を経なければ流用できない経費の補正である。職員

給与費を32万4,000円追加をし、1億2,866万6,000円とするものである。以上である。
よろしく願いいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第158号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午前11時47分）